子どもの意見反映推進業務仕様書

1 事業の目的

こども基本法第11条にて、こども施策に対する子どもの意見反映の取組が義務付けられて おり、愛知県においても子ども・若者の意見反映の取組を推進していく必要がある。

このため、愛知県の子ども施策全般について子ども・若者の意見反映の取組を推進していく ことを目的とし、子ども・若者を集めたワークショップを開催し、県の施策に対して意見を聴 き、愛知県の施策に子ども・若者の声を反映する。

2 委託期間

令和7年4月1日~令和8年3月31日

3 事業の概要

子ども・若者を集め、県の施策について意見を交わし合うワークショップを年間4回開催する。なお、取り扱うテーマ数については年間6テーマとする。ワークショップでは、こども・若者は5人程度のグループに分かれ、与えられたテーマについて意見を交わし、最後にグループごとに意見を発表する。ワークショップ終了後は、参加者それぞれに対してアンケートを実施し、回収、集計を行う。また、ワークショップ当日は子ども・若者が円滑に意見を伝えられるようにグループごとにファシリテーターを確保する。

4 業務内容

ワークショップの開催・運営に当たって以下の業務に係る必要な調整、運営、参加者及びファシリテーターの旅費やファシリテーターの謝礼の支払い及びこれに付随する一切の業務を行うこと。なお、旅費や謝礼、傷害保険等については委託料に含めること。

- (1)回数 4回
 - ※原則として、ワークショップの開催は、学校の夏季休業期間以外は、土曜日、日曜日 日又は祝日に実施することを想定。
- (2) 時間 2時間程度/回(ワークショップの開催時間のみ)
 - ※事前準備、片付け等の時間を含む全体にかかる時間は4時間程度を想定。 ※1回あたりの時間は意見を聴くテーマの数に関わらず上記の時間数とする。
- (3) 参加者 15名程度/回

愛知県内に在住、在学又は在勤で、年代は小学生から 2025 年 4 月 1 日現在で満 30 歳未満までの者

(4) テーマ及び実施時期

	テーマ(予定)	実施時期 (予定)
1回目	あいち科学技術・知的財産アクションプラン2025について	6月下旬
2回目	ワーク・ライフ・バランスの推進について	7月中
	あいち男女共同参画プラン2025について	
3回目	これからの学校や教育について	8月上旬
4回目	愛知県の交通事故を減らすには	8月中
	愛知県食育推進計画の骨子案について	

※テーマ、実施時期は現時点での予定であり、変更となる場合があります。

(5) 実施内容

ア 参加する子ども・若者の募集・連絡調整

- ・実施するテーマに応じて、県と受託者が協議を行い、(3)参加者の範囲から適切な年代 の子ども・若者を募集すること。なお、県も県ホームページに掲載するなど、募集周知を 行う。
- ・1回のワークショップ開催に当たっては15人程度を目途として参加者を募集する。また、応募者及び参加者への連絡調整を行うこと。

イ ワークショップに参加するファシリテーターの選定・調整

- ・参加する子ども・若者が円滑に意見を伝えられるように、ファシリテーターを派遣すること。なお、派遣するファシリテーターの人数は、参加者 5 人程度(1 グループ)につき 1 名とすること。
- ・派遣したファシリテーターへの旅費や謝礼は受託者から支払うこと。

ウ ワークショップの開催・運営

- ・ワークショップ当日の司会・進行等は受託業者が行うこと。なお、ワークショップで話し 合うテーマについての説明は県職員が行う。
- ・ワークショップ実施後は参加者へのアンケートを実施し、その結果を取りまとめること。
- ・当日の参加者への旅費は受託者から支払うこと。
- エ ワークショップを通じて得られた子ども・若者の意見の取りまとめ
 - ・ワークショップを通じて得られた子ども・若者の県の施策に対する意見等について、ワークショップ終了後に取りまとめ、県が指定する期日までに県に提出すること。

オ 資料等の作成・連絡調整等

次に掲げる当該事業に係る資料等の作成や連絡調整の事務は、県と受託者の協議の上、受託 者が行うものとする。

- ① 子ども・若者の募集に係る広報用資料の作成
- ② 応募の取りまとめ、参加者の決定
- ③ 応募者及び参加者への通知
- ④ 県が予め提供した資料を基に、ワークショップで使用する、簡単な字句や表現を用いた子 ども向けの説明資料の作成
- ⑤ ワークショップ実施後に参加者に対して実施するアンケート及びアンケート結果の取りま とめ資料の作成
- ⑥ ワークショップを通じて得られた子ども・若者の意見等の取りまとめ資料の作成

⑦ 県の依頼に応じて、県が作成したフィードバック資料の掲載されたホームページを参加者 に周知。

5 委託内容に関する留意事項

- (1) ワークショップの開催場所は県有の会議室等を想定しているため県が手配を行う。
- (2) 参加者の健康状態 (アレルギー、体調、けが等) に十分留意すること
- (3) 事業全般にかかって参加者の安全確保等について十分な対策をたて、参加者について不測の 事態に備え傷害保険等に加入しておくこと。
- (4) 受託者は、当委託事業の開始から終了までの間、事業を統括する責任者を1名配置し、進捗 状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (5) 受託者は、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ)を県に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとすること。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 受託者はこの業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務 委託基準」を遵守すること。
- (8) 受託者は、県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

6 業務完了届について

受託者は、全ての委託業務が完了したときは、業務完了届及び実績報告書を遅滞なく県に提出する。

7 その他

本業務の実施にあたり、仕様にない事項又は仕様について生じた疑義については、その都度、県と協議して決定する。